

公の施設のあり方検討部会について

1 検討部会設置の必要性

- (1) 公の施設（現在約210施設）については、サービスの向上と効率的な施設運営に努めているが、極めて厳しい財政状況の中、限られた資源を有効に活用するためには、一層効率的な運営を図るとともに、施設の必要性を含めて、そのあり方について見直す必要がある。
- (2) また、本年3月末に国から通知のあった「新地方行革指針」において、公の施設について施設の存廃も含めた抜本的な見直しを行うことが示された。
- (3) このため、公の施設のあり方を見直すため、民間有識者等で構成する検討機関を設置し、まずは直営施設について、施設のあり方を検討することとした。

2 検討部会設置の趣旨、役割等

- (1) 公の施設のあり方の見直しは、別途策定する見直し指針に基づき行うが、その見直し作業の過程において、民間委員から納税者及び施設利用者の視点に立った意見をいただき、各部局長と議論しながら、部会としての見直しの最終方針を作成し、行政改革・地方分権推進本部会議に報告する。
- (2) 具体的には、各施設別に、必要性、有効性等について検討し、次のような方向性を出す。
 - ・ 廃止、統合、譲渡、存続
 - ・ 指定管理者制度又は地方独立行政法人制度の導入
 - ・ 経営の効率化のための方策、具体的な維持管理・運営経費の設定
 - ・ その他

3 検討部会の組織

「行政改革・地方分権推進委員会」の専門部会（作業部会的なもの）として、民間委員（行革推進委員会委員、大学教授、公認会計士、企業経営者、NPO関係者、教育関係者等 10名）と各部局長（9名）で構成する。

愛媛県公の施設のあり方検討部会設置要綱

(設置)

第1条 愛媛県行政改革・地方分権推進委員会設置要綱(平成7年10月3日制定)第7条の規定に基づき、愛媛県行政改革・地方分権推進委員会(以下「委員会」という。)に愛媛県公の施設のあり方検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を委員会会長に報告する。

- (1) 県が設置する公の施設のあり方に関する事項
- (2) その他部会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 部会は、知事が委嘱する委員10人以内及び愛媛県行政改革・地方分権推進本部会議本部員をもって組織する。

- 2 部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、部会の委員が互選する。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 各部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

- 2 部会は、必要があるときは、部会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(解散)

第5条 部会は、その任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、総務部新行政推進局行政システム改革課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成17年10月27日から施行する。

愛媛県公の施設のあり方検討部会委員名簿

【民間委員 10名】

氏 名	職 業 等
池 田 幸 江	県PTA連合会副会長
一 色 昭 造	石崎汽船(株)代表取締役社長
甲 斐 朋 香	松山大学法学部講師
門 屋 淳	(株)テレビ愛媛報道制作局長
菊 地 由 嘉	エコグループたんぽぽ代表
崔 英 靖	愛媛大学法文学部助教授
長 井 明 美	税理士
丸 木 公 介	公認会計士、税理士
三 木 優 子	自立フォーサイトシーニック代表
山 下 泰 史	弁護士

(50音順：敬称略)

【行革本部会議本部長 9名】

職 名	氏 名
教 育 長	野 本 俊 二
公営企業管理者	和 氣 政 次
総 務 部 長	讀谷山 洋 司
企画情報部長	夏 井 幹 夫
県民環境部長	石 川 勝 行
保健福祉部長	藤 岡 澄
経済労働部長	高 浜 壮一郎
農林水産部長	喜 安 晃
土 木 部 長	大 内 忠 臣